

令和 2 年 5 月 29 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K04044

研究課題名（和文）経営者によるゴーイング・コンサーン情報の開示と監査人によるそれへの関与

研究課題名（英文）Management disclosure of going concern risk and auditor involvement in the disclosure

研究代表者

福川 裕徳（Fukukawa, Hironori）

一橋大学・大学院経営管理研究科・教授

研究者番号：80315217

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、バッドニュースである継続企業の前提に関する情報（GC情報）開示を、経営者による自発的開示の枠組みで要求するほうがよいのか、それとも監査人の監査の対象とするという意味で強制開示とするほうがよいのかを、2009年に我が国で行われた制度改革を利用して検証する。制度改革前後の経営者によるGC情報の開示行動を比較分析した結果、自発的開示として要求されるほうが経営者はよりGC情報を開示する可能性が高いことが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の分析では、自発的開示の枠組みのほうが、継続企業の前提に関する情報が開示される可能性が高いことが示されている。この結果は、経営者がバッドニュースを自発的に開示するのについての対立する理論についての示唆を提供している。さらに、本研究の結果は、基準設定者や規制当局に対しても重要なインプリケーションを提供している。すなわち、詳細な情報開示を経営者に強制的に要求するような近年の基準・規制の強化は、継続企業の前提に関する情報を含めたバッドニュースの開示の充実にはつながらない可能性がある。

研究成果の概要（英文）：This research compares management and auditor going concern risk disclosures. It exploits a unique regulatory change in Japan that impacted the going concern risk disclosure practice. Prior to 2009, managers were directed to make financial statement note disclosures if they considered there was substantial doubt about the going concern status. The note disclosures were required to be audited. After 2009, substantial doubt disclosures by management are not audited and can be considered voluntary. We test whether going concern risk disclosure is enhanced by requiring managers rather than auditors to make the disclosure voluntarily. Analysis shows increased overall levels of going concern risk disclosure after the 2009 regulatory change, which is substantially attributable to voluntary disclosure in the Business Risk section of annual reports.

研究分野：監査論

キーワード：ゴーイング・コンサーン情報 ナラティブ・ディスクロージャー 非監査情報への監査人の関与

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

現在、監査報告書の拡充に向けた議論が国際的に展開されている。具体的には、監査の過程で監査人が知ることとなり、利害関係者にとって有用であると判断した監査に関する事項等を監査報告書において Key Audit Matters あるいは Critical Audit Matters (KAM/CAM) として開示させようとする動きである(たとえば、IAASB 2015)。この KAM/CAM との関係で、いまゴーイング・コンサーン(GC)問題に再び注目が集まっている。GC 問題への監査人の関与については、日本でも少なくとも制度的には決着している。しかし、監査報告書の拡充で先行するイギリスの監査実務においては、監査人が監査報告書において重要な虚偽表示リスクとして GC 問題に言及する事例が現れるなど、GC 問題に対して監査人がどのように関与するのかがあらためて重要な理論的・実証的な課題となっている。さらに、GC 問題は監査人だけに係るものではなく、経営者による情報開示とも深く関わっている。経営者による情報開示と開示された情報に対する監査人の関与が、全体として利害関係者の情報要求を満たすものであることが制度的には望まれる。

2. 研究の目的

本研究は、(1) GC 問題に関する経営者による情報開示をより充実させる制度として、経営者に一定の裁量を認めるほうがよいのか、あるいは強制的な開示を求めるほうがよいのか、(2) 監査人は、監査対象とはなっていない場合の裁量的な情報開示に対して一定の関与をしているのかどうか、を実証的に解明し、ひいては、GC 問題に関する情報開示とその質の確保のための望ましい制度の在り方を示すことを目的とする。

これらの問題を扱う上で、日本の制度、特に 2009 年の GC 問題に関する制度の変更および監査パートナー個人が監査報告書に署名する監査報告実務は格好のセッティングを提供する。日本では、GC 問題に関する経営者による開示およびそれに対する監査人の対応は、2003 年度に制度化された。このとき、経営者は、継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況が存在するときにその内容等を財務諸表に注記することとされ、監査人は当該注記の適否について監査するとともに、適当と認める場合にも監査報告書に当該事項を追記情報として記載しなければならないこととされた。この制度のもとでは、(基準設定者の意図とは異なり) 経営者の対応によって「重要な疑義」が解消されるか否かにかかわらず、「重要な疑義」が認められた段階で経営者には開示が求められ、監査人には当該開示の監査と追記情報での対応が求められることとなった。一方、2009 年の制度変更によって、経営者は、継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況があり、経営者の対応によってもなお重要な不確実性が認められる場合にその内容等を財務諸表に注記することとなった。同様に、監査人による追記情報がなされるのも「重要な不確実性」が認められる場合となった。すなわち、経営者の対応によって、「重要な疑義」が解消された場合には、注記での開示および監査人の追記情報での開示は求められないことが明示されたのである。他方、「重要な疑義」が存在する場合の経営者の対応として、有価証券報告書の「事業等のリスク」および「財政状態及び経営成績の分析」の区分での開示が新たに求められることとなった。これらの開示については監査の対象ではないことに注意が必要である。

すなわち、2009 年の制度改正以前は、「重要な疑義」が存在する場合に、経営者はそれについて注記で開示し、監査人はその適否を監査するとともに監査報告書に追記するという対応をとっていた。それに対して、2009 年の制度改正後は、財務諸表での注記での開示および監査人の追記情報での対応が求められるのは(経営者の対応によっても重要な疑義が解消されず)「重要な不確実性」が認められる場合とされ、「重要な疑義」は、監査(監査人による対応)の対象とはならない(有価証券報告書の)他の区分での開示が求められることとなったのである。

3. 研究の方法

(1) 分析モデル

上述の制度変更によって興味深い分析が可能となる。つまり、制度改正の前後で経営者の開示行動に変化がないとすれば、制度改正前の注記での開示と、制度改正後の注記での開示と「事業等のリスク」等での開示をあわせたものとは(開示の有無およびその内容の点で)同じはずである。唯一の違いは、制度改正後には、「重要な疑義」は存在するが「重要な不確実性」にはあたらないものについての開示(すなわち、「事業等のリスク」等での開示)が監査の対象とはならない点である。他の条件を同じとした場合に、制度変更の前後で経営者の開示行動に変化が見られるとすれば、それは監査人の関与の仕方が異なる(監査の対象となるか否か)ためであると思われる。事業等のリスク」等に開示するのかどうか、どのように開示するのか、に関しては、経営者に一定の裁量が存在する。そのもとで、経営者がどのような開示行動をとるのかを分析する。

制度改正前後で、経営者による GC 情報の開示行動にどのような変化が見られたのかを検証するため、先行研究に基づいて以下のロジット回帰モデルを採用した。

$$\begin{aligned} Pr(\text{Going Concern}_{i,t}=1) = & \alpha + \beta_1 \text{Standard_Change} + \beta_2 \text{Zmijewski}_{i,t} + \beta_3 \text{Loss}_{i,t} + \beta_4 \text{Size}_{i,t} + \beta_5 \text{Age}_{i,t} \\ & + \beta_6 \text{Return}_{i,t} + \beta_7 \text{Volatility}_{i,t} + \beta_8 \text{Leverage}_{i,t} + \beta_9 \Delta \text{Leverage}_{i,t} + \beta_{10} \text{OCF}_{i,t} \\ & + \beta_{11} \text{Invest}_{i,t} + \beta_{12} \text{Newfinance}_{i,t} + \beta_{13} \text{Big4}_{i,t} + \beta_{14} \text{March}_{i,t} + \varepsilon_{i,t} \end{aligned}$$

ここで、*Going Concern* はゴーイング・コンサーン情報が開示されたか否かのダミー変数である。これについては、GC (2009 年前には注記で開示されたかどうか、2009 年以降は注記あるいは「事業等のリスク」で開示されたかどうか)、*GC_note* (注記で開示されたかどうか)、*GC_risk* (「事業等のリスク」で開示されたかどうか) という 3 つの尺度を採用する。

Standard_Change は、GC 情報の開示を巡る制度変更についてのダミー変数で、2009 年の制度変更前であれば 0、制度変更後であれば 1 をとる。

モデルに含まれているその他の変数はすべてコントロール変数である。そこには、デフォルト・リスク (*Zmijewski*)、当期純損失を出しているか否か (ダミー変数) (*Loss*)、企業規模 (*Size*)、企業年齢 (*Age*)、当該年度の累積株式リターン (*Return*)、当該年度の月次株式リターンの標準偏差 (*Volatility*)、レバレッジ (*Leverage*)、レバレッジの変化 (Δ *Leverage*)、営業キャッシュフロー (*OCF*)、現金・現金同等物・有価証券 (*Invest*)、新株発行・新規借入・社債発行の有無 (*Newfinance*)、監査法人の規模 (*Big4*)、3 月決算か否か (*March*) という 13 の変数が含まれている。

(2) サンプルとデータ

サンプルは、2004 年 3 月に終了する会計年度から 2015 年度 3 月に終了する会計年度の日本の全上場会社を対象としている。銀行、証券、保険、その他金融業に属する会社を除外し、また複数の監査法人による監査を受けている会社を除外した。その結果、サンプルは 40,966 企業・年のオブザベーションで構成されている。

ただし、先行研究に倣って、分析の対象を財務的困窮企業に限定してロジット回帰分析を行うこととした。ここで、財務的困窮企業は、当該年度において、当期純損失を出しているか、あるいは営業キャッシュフローが負である企業と定義される。この定義を満たすオブザベーションが 7,944 あり、GC 情報を開示しているオブザベーションが 1,304 ある。重複が 1,155 オブザベーションあるため、ロジット回帰分析で用いられるサンプルは、最終的に 8,093 オブザベーションで構成されている。

4. 研究成果

(1) 分析結果

ロジット回帰分析の結果、第 1 に、財務諸表の注記において GC が開示される可能性は、制度改正後に低くなっている。これは、制度改正前には、「重要な疑義」がある場合には注記開示が求められていたのに対して、制度改正後には、経営者の対応等により「重要な疑義」が解消された場合には注記開示の必要はなくなったことからすると当然の結果である。第 2 に、「事業等のリスク」において経営者が GC 情報を開示する可能性は、制度改正後におけるほうが制度改正前に比べて高くなっている。制度改正により、「事業等のリスク」での GC 情報の開示が明示的に求められるようになったことからすると、この結果も当然といえる。問題は、財務諸表の注記での開示と「事業等のリスク」での開示とを合わせた場合に、制度改正前後でどのように変化したかである。両者を合わせて分析すると、制度改正前よりも改正後のほうが、経営者が GC 情報を開示する可能性が高いことが明らかとなった。

以上の結果は、GC に関する問題に直面している企業に財務諸表の注記での情報開示を求め、その情報を監査の対象にして信頼性を確保しようとするよりも、財務諸表以外の場所での経営者の自発的開示を求め、その情報に対しては監査人の保証を付さないほうが、経営者によって GC 情報が開示される可能性は高いことを示している。

(2) 考察

上記の結果は、バッドニュースの自発的開示に関して存在している対立する理論に対して新たなエビデンスを提供している。たとえば、Skinner (1994) は、経営者がバッドニュースを自発的に開示することを主張しているが、Kothari (2009) は、経営者はバッドニュースを開示したがるしないと論じている。本研究の結果は、Skinner (1994) の主張を支持するものと解釈することができる。

また、本研究の結果は、基準設定者および規制当局に対して有益なインプリケーションを提示している。近年、経営者の開示すべき情報に関する基準や規制は強化されつつある。そこでは、開示すべき情報を詳細に規定するアプローチがとられ、その開示情報の信頼性を担保するための保証のあり方についての議論も進展している。たとえば、直近にイギリスで公表されたブライドン・レポート (Brydon, 2019) では、経営者の対応等を考慮する前の段階で短期的に GC としての企業の状況に影響を与えうる重要な不確実性の開示を含め GC に関する評価を経営者が開示するレジリエンス報告書の作成を提案している。また、この報告に対して監査人が様々なレベルの保証を提供することが考察されている。経営者の対応等を考慮する前の段階で存在する GC を巡る問題事象の開示とそれに対する監査人による保証の提供は、まさに 2009 年の制度改正以前の日本の状況であった。本研究の結果から示唆されることは、経営者による開示に対して監査人による保証を求めた場合、経営者の自発的開示を求める場合に比べて GC 情報が開示される可能性が低くなってしまふおそれがあるということである。経営者の裁量を認め、監査人による保証を求めないほうが、開示事態は促される可能性があるのである。

情報利用者にとって、信頼できる重要な情報が適時に確実に開示されることを制度として担保することは重要ではあるが、監査人をどのように関与させるのかについては慎重な検討が必

要である。

なお、本研究の成果は、ワーキングペーパー（Kim, H., Fukukawa, H., and Routledge, J., A comparison of management and auditor going concern risk disclosure: Evidence from regulatory change in Japan）としてまとめられている。今後、必要な修正を加えた上で、国際的なジャーナルに投稿することを予定している。

<引用文献>

Brydon, D. (2019). *Assess, assure and inform: Improving audit quality and effectiveness. Report of the independent review into the quality and effectiveness of audit.* London.

International Auditing and Assurance Standards Board. (2015). *Communicating Key Audit Matters in the Independent Auditor's Report.* International Standard on Auditing 701.

Kothari, S.P., Shu, S., and Wysocki, P.D. (2009). Do managers withhold bad news? *Journal of Accounting Research* 47 (1): 241–276.

Skinner, D. J. (1994). Why firms voluntarily disclose bad news. *Journal of Accounting Research* 32 (1): 38–60.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

| | |
|---|-------------------------|
| 1. 著者名 Fukukawa Hironori, Kim Hyonok | 4. 巻 47 |
| 2. 論文標題 Effects of audit partners on clients' business risk disclosure | 5. 発行年 2017年 |
| 3. 雑誌名 Accounting and Business Research | 6. 最初と最後の頁 780 ~ 809 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1080/00014788.2017.1299619 | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 1件）

| |
|---|
| 1. 発表者名 Hyonok Kim, Hironori Fukukawa |
| 2. 発表標題 A comparison of management and auditor going concern risk disclosure: Evidence from regulatory change in Japan |
| 3. 学会等名 American Accounting Association Annual Meeting（国際学会） |
| 4. 発表年 2017年 |

〔図書〕 計1件

| | |
|---|-----------------|
| 1. 著者名 福川 裕徳、鈴木 孝則、鳥羽 至英、永見 尊、林 隆敏、大森 一幸 | 4. 発行年 2018年 |
| 2. 出版社 国元書房 | 5. 総ページ数 352 |
| 3. 書名 SEC会計監査執行通牒 1982年-1985年 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| 氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号） | 所属研究機関・部局・職 （機関番号） | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|